

停電点検の実施について（お知らせ）

電気設備定期点検(電気事業法第42条法定点検)のため、下記のとおり停電となる予定です。皆様にはご迷惑おかけいたしますが、ご理解とご協力の程、宜しく願い申し上げます。また当日は院内放送が頻繁に入りますので、予めご了承願います。

横浜医療センター院長

1. 実施日 令和3年11月6日(土)

2. 停電箇所

| 停電箇所 | お知らせしたい時間帯等 | 備考 |
|-----------|---|---|
| エレベーター | 8時30分～11時30分 4、5号機が使用できません。 12時30分～16時40分 1、2、3、6、7、8号機が 使用できません。 | 停電切替時はエレベーターのご利用ができない時間帯があり、停電当日に院内放送にてご使用できない時間帯等をお知らせいたします。また下膳のため12時30分から13時15分においては5号機のご利用ができません。 |
| トイレ | 自動水洗センサーが反応しない時間帯がございます。トイレ入り口の説明文に従ってご利用ください。 | |
| 空調 | 8時30分～16時40分 | 病棟病室の空調のご使用ができません。 |
| テレビ | 8時30分～16時40分 | 左記時間帯はテレビが視聴できません。※テレビのご利用にあたり停電中は料金カウントされません。またカードを挿したままにすると故障の原因となりますので必ずカードを抜くように願います。 |
| 冷蔵庫 | 12時30分～16時40分 | 左記時間帯は冷蔵庫のご使用ができません。※冷蔵庫のご利用にあたり停電中は料金カウントされません。カードを挿したままにすると故障の原因となりますので必ずカードを抜くように願います。 |
| テレビカード精算機 | 12時30分～16時40分 | 左記時間帯においてはご使用ができません。 |
| FreeWi-Fi | 12時30分～16時40分 | 左記時間帯においてはご使用ができません。 |
| コインランドリー | 10時30分～16時40分 | 左記時間帯においてはご使用ができません。 |
| 入院患者シャワー | 8時30分～16時40分 | 左記時間帯においてシャワーは使用可能ですが、浴室照明が点灯しませんのでシャワーのご使用はご遠慮ください。 |
| 自動販売機 | 12時30分～16時40分 | 左記時間帯においてはご使用ができません。 |
| コンビニ | 12時30分～17時00分まで 一部制限がございます。 | 左記時間帯に限り下記制限がございます。 <u>お支払いする場合は現金のみになり、クレジット・電子マネーはご使用できません。</u> また、 <u>ポット、電子レンジのご使用ができません。</u> |
| 食堂 | 終日休業 | 停電当日は営業しておりません。 |

なお、上記停電点検時間については、作業状況により延長する場合がございます。何卒、ご理解、ご協力の程お願いいたします。

